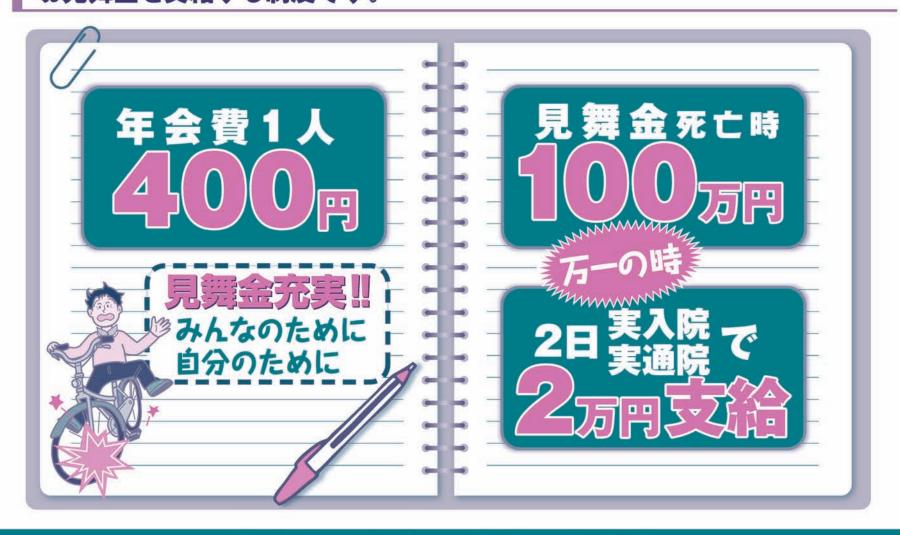


かたしたちの市の文庫が書井清に加入しましょう

長野県民交通災害共済は県内15の市が共同で行っている共済です。 会費を納めて会員になった方が、万一自動車事故等の交通災害にあった時に お見舞金を支給する制度です。



みんなで加入 みんなが安心 **受到県民交通災害共産**

長野県民交通災害共済組合組織市

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市 駒ヶ根市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市

映論に加入しましょう わたしたちの市の交通機能



平成29年4月1日以降、長野県民交通災害共済 組合組織市に居住する方ならどなたでも加入



たすかるわ

- ●会員の期間は平成29年4月1から平成30年3月31日までです。
- ●4月以降も随時加入できます。その場合は会費納入の翌日から平成30年3月31日までです。

加入方法

- ◎各家庭に配付された加入申込書で各区(町会・隣組) 長さん等に会費 (1人年額400円) を添えて申し込んでください。 ◎市役所の担当課窓口でも申し込みができます。
- ○加入申込書がない場合、その他不明な点がありましたら、市役所の担当課窓口へお問い合わせください。

死亡時

100万円

2日から **2**万円 支給されます

等 級	死亡または傷害の程度等	人身事故扱いの 交通事故証明書 による請求の場合 の見舞金	物件事故扱いの交 通事故証明書また は交通事故申立書 による請求の場合 の見舞金
1級	死 亡	1,000,000円	500,000円
2級	実入院・実通院日数が90日以上の傷害	110,000円	55,000円
3 級	" 85~89日 "	105,000円	55,000円
4級	″ 80~84日 ″	100,000円	55,000円
5 級	" 75~79日 "	95,000円	55,000円
6級	" 70~74日 "	90,000円	55,000円
7級	″ 65~69日 ″	85,000円	55,000円
8級	" 60~64日 "	80,000円	55,000円
9級	″ 55~59日 ″	75,000円	55,000円
10級	″ 50~54日 ″	70,000円	55,000円
11級	" 45~49日 "	65,000円	55,000円
12級	" 40~44日 "	60,000円	55,000円
13級	″ 35~39日 ″	55,000円	55,000円
14級	″ 30~34日 ″	50,000円	50,000円
15級	" 25~29日 "	45,000円	45,000 _円
16級	" 20~24日 "	40,000円	40,000円
17級	" 15~19日 "	35,000円	35,000円
18級	" 10~14日 "	30,000円	30,000円
19級	" 5~9日 "	25,000円	25,000円
20級	" 2~4日 "	20,000円	20,000円
障がい見舞金	身 障 (1 級) の 障 がい	400,000円	200,000円
	身障(2級)及び精神(1級)の障がい	300,000円	150,000円
	身 障 (3級)の障がい	200,000円	100,000円
遺児見舞金	義務教育終了前の遺児1人につき	300,000円	300,000円

- ※見舞金の請求期限は、 交通事故による災害を 受けた日から起算して 2年以内です。
- ●死亡とは、交通事故による災害を 受けた日から起算して1年以内に その事故が直接の原因で死亡す ることをいいます。
- ●同一日に複数の医療機関に通院 した場合の実入院・実通院日数 は、1日として計算します。また、見 舞金の対象となる日数は、交通事 故による災害を受けた日から起算 して1年以内の実入院及び実通 院の日数の合計とします。
- ●あん摩マッサージ指圧師、はり師 及びきゅう師による施術は、医師 の指示による場合のみ、見舞金 の対象となります。

(指示がない場合は、対象になり ません。)

日本国内で発生した次のものが 見舞金の対象となります。

- ●道路上を運行中の 自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、 接触等の交通事故
- ●運行中の電車及び航行中の航空機、船舶による事故 ※運行中とは、車両が動いている状態をいいます。

見 金 の 支 払

制

限

●見舞金を支給しない場合

- *会員または見舞金受取人による故意の事故
- *地震、噴火、洪水その他天災による事故
- *無免許運転による事故(同乗者含む)
- *酒気を帯びての運転による事故(同乗者含む)
- *麻薬等の薬物使用時の運転による事故(同乗者含む)
- *犯罪行為中の事故(同乗者含む)

●減額 (50%) 支給の場合

- *速度違反 *居眠り運転 *信号無視
- *はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
- *ヘルメット及びシートベルト等非着用 *路上横臥
- *自転車及び原動機付自転車の二人乗り *軌道内進入 *警報機または遮断機が作動中の踏切への進入
- *その他受傷者側に重大な過失があった場合

詳しくは加盟各市役所の窓口へお問い合わせください。

- ◆松本市役所 地域づくり課 (0263) 34-3280 (直通)
- ◆上田市役所(本庁) 生活環境課 (0268) 22-4140 (直通)

丸子地域自治センター 市民サービス課 (0268) 42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課 (0268) 72-0154

武石地域自治センター 市民サービス課 (0268) 85-2827

- ◆岡谷市役所 市民環境課 (0266) 23-4811 (内線1166-1172)
- ◆飯田市役所 危機管理室 (0265) 22-4511 (内線2435)
- ◆須坂市役所 市民課 (026) 245-1400(内線3248)
- ◆小諸市役所 生活環境課生活環境係 (0267) 22-1700 (内線2275)
- ◆伊那市役所 生活環境課 (0265) 78-4111 (内線2216)
 - 高遠町総合支所 市民福祉課 (0265) 94-2554(直通)

長谷総合支所 市民福祉課 (0265) 98-3110(直通)

- ◆駒ヶ根市役所 総務課消防交通係 (0265) 83-2111 (内線215-216)
- ◆中野市役所 市民課 (0269) 22-2111 (内線238)

豊田支所 地域振興課 (0269) 38-3111

- ◆大町市役所 市民課 (0261) 22-0420(内線463-464)
 - 八坂支所 民生係 (0261) 26-2001

美麻支所 民生係 (0261) 29-2311

- ◆飯山市役所 市民環境課 (0269) 62-3111(内線151)
- ◆茅野市役所 市民課市民係 (0266) 72-2101 (内線255)
- ◆塩尻市役所 地域振興課 (0263) 52-0280(内線1152)

◆佐久市役所 生活環境課 (0267) 62-2111 (内線332-335)

臼田支所 経済建設環境係 (0267)82-3111(内線238)

浅科支所 経済建設環境係 (0267) 58-2001 (内線37)

望月支所 経済建設環境係 (0267) 53-3111 (内線115)

◆干曲市役所 更埴庁舎 生活安全課 (026) 273-1111 (内線5515)

長野県民交通災害共済組合 交通事故にあったらどんな事故でも必ず警察に届け出ましょう。